



# JAL不当解雇撤回ニュース

No424号 2015.01.30  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.co>

## JAL管財人らによる不当労働行為裁判 控訴審 第1回口頭弁論報告

# 東京高裁は、原審を維持し、 管財人の違法行為を断罪せよ！

1月22日、東京高裁（第14民事部、須藤典明裁判長）において、JAL 管財人らによる不当労働行為裁判控訴審の第一回口頭弁論が行われました。この裁判は2014年8月28日、不当労働行為と認定した東京地裁の判決を不服として、JALが東京高裁に控訴しているものです。

### 意見陳述で訴え

冷たい雨の降る寒い日でしたが、この口頭弁論を見守ろうと、東京高裁前の宣伝行動並びに報告集会へ85人が集まりました。



裁判所前宣伝行動

法廷では冒頭、会社側の代理人から意見陳述が行われ、その後、組合側代理人の竹村弁護士、続いて乗員組合の田二見委員長・CCUの古川委員長が意見陳述を行い訴えました。

**次回期日 3月26日**  
**15:40から 東京高裁**  
**824号法廷**

### 掟破りの証人申請

この裁判で当初会社側は、証人の申請はしないと明言していました。しかし申請期日を過ぎてから、当時の企業再生支援機構委員長の瀬戸英雄氏の証人申請をしました。残念ながら裁判長は、期日破りを咎めることをせず、証人の採否を、次回期日3月26日に決定することにしました。

瀬戸氏は不当労働行為に当たらないことを証言するために当時の状況を説明したいとしていますが、委員長の立場でどのように主張しようと、当時の発言内容と事実関係が地裁の判決を覆すことはできません。

裁判後の報告集会では参加者から、不当労働行為を正当化する会社側の対応に怒りの声が挙げられ、控訴審でも負けられないと決意を新たにしました。



報告集会

## 解雇するまで繰り返し行われた不当労働行為

- 2010年1月19日 JAL 破たん「整理解雇はせず、希望退職やワークシェア等で人員削減をしていく」と発表
- 2010年8月31日 更生計画案が認可される。
- 2010年9月28日 整理解雇の人選基準を発表
- 2010年10月1日 解雇対象者すべてを自宅待機とした。そして管理職との面談で退職強要
- 2010年11月上旬 整理解雇撤回を求め、組合は争議権投票開始
- 2010年11月15日 整理解雇方針発表
- 2010年11月16日 管財人らが、組合に対して、嘘と脅で組合へ支配介入行為(2014年8月に東京地裁で不当労働行為と認定される)
- 2010年11月下旬 乗員組合は争議権投票を中止。CCUは争議権を確立したが、争議行為は回避。
- 2010年12月1日 支援機構から3500億円の融資。
- 2010年12月9日 解雇予告。この時の営業利益は1586億円。
- 2010年12月31日 片山英二管財人の名前で165人を解雇。  
余剰人員などいなかった。

## **JALは控訴を取り下げ、違法行為の下に行われた「整理解雇」を撤回すべき!**

会社側が証人申請している瀬戸氏は陳述書において、組合の争議行為による運航停止で、事業毀損によって公的資金3500億円の回収リスクが高まる事態になれば、出資を見合わせることもあり得る。そうした緊迫した状況下であったことから、公的資金を適切に管理する機構としては当然の発言内容であったと述べています。

このことは、争議権確立によって労使が対等に交渉できるという基本的なことも理解できていないばかりでなく、会社が端から組合と解雇を回避するための交渉をする気がなかったことを自ら暴露したようなものです。しかも二次破綻を脅しに使った恫喝の反省は一切ありません。

直ちに会社は、控訴を取り下げ、違法行為の下に行われた整理解雇を撤回すべきです。

★★★★2種類の署名へのご協力をお願い致します★★★★

- ①不当解雇撤回裁判、最高裁あて団体署名・個人署名
- ②不当労働行為裁判、東京高裁あて団体署名